

中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) 感染の対応について

1 事態の概要

- ・ 中国政府が 3 名の感染を公表 (3 月 31 日)
- ・ 中国農業省が上海市内の卸売市場で採取したハトのサンプルから A (H7N9) ウイルスを検出 (4 月 4 日)
- ・ 中国農業省が江蘇省で採取した野生ハトのサンプルから A (H7N9) ウイルスを検出 (4 月 16 日)
- ・ 感染者は 102 名で、うち死亡者 20 名 (4 月 22 日 16 時現在)
(感染者内訳) 浙江省 38 名、上海市 34 名、江蘇省 23 名、安徽省 3 名、河南省 3 名、北京市 1 名
- ・ 現時点でヒトからヒトへの持続的な感染を示す証拠はなく、渡航や貿易の制限についても、WHO (世界保健機関) は推奨していない。

2 国の主な対応

(1) 厚生労働省

- ・ 情報収集し、関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施
- ・ ホームページに発生状況を掲載し、自治体に対して情報提供 (4 月 2 日)
- ・ 検疫所にポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起 (4 月 3 日)
- ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に発出 (4 月 3 日)
- ・ 中国から A (H7N9) ウイルス株が国立感染症研究所に到着。ワクチン株の開発や確定診断用検査セットの準備開始 (4 月 10 日)
- ・ 4 種の抗インフルエンザ薬の有効性を確認 (4 月 12 日)
- ・ 検査セットを、全国の衛生研究所へ発送 (4 月 15 日)

(2) 内閣官房

- ・ 感染状況や政府・各省庁の対応について公表 (随時)
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行 (4 月 13 日)
- ・ 政府行動計画の策定に向け、新型インフルエンザ等対策有識者会議を開催 (4 月 16 日)

3 本市の対応

| | |
|------------------|--|
| 3 月 26 日 | ○横浜市新型インフルエンザ対策医療関係者連絡協議会を開催し、帰国者・接触者外来の設置など新型インフルエンザ発生時の体制について確認 |
| 4 月 1 日 | ○ 3 月 31 日の中国政府の発表を受け、情報収集及び市内での情報共有開始 ○ 中国での感染状況や今後の体制について、市長へ報告 (その後も随時報告) |
| 4 月 3 日 | ○ 区役所、市医師会、地域中核病院等と、ヒトーヒトの持続的感染が発生した場合の体制確認 |
| 4 月 4 日 | ○ 保健所ホームページにて、中国から帰国し、インフルエンザ症状を呈した方への受診勧奨や、感染予防に向けた注意喚起情報を掲載 ○ 医療機関に対し、中国から帰国し、インフルエンザ症状を呈した方が受診した場合の保健所への情報提供依頼 |
| 4 月 5 日 ～24 日 | ○ 庁内課長会で、中国での発生状況やヒトーヒトの持続的感染が発生した場合の体制等を確認 |

- ・ 現時点で、市内に感染疑い患者は無し。
- ・ 引き続き、情報収集及び情報共有に努める。

(参考) 新型インフルエンザが発生した場合の体制

1 横浜市緊急事態等対処計画に基づく体制

中国における鳥インフルエンザA (H7N9) について、仮に、ヒトからヒトへの持続的な感染が見受けられる状況になった場合 (WHOのフェーズ4) には、政府等の対応を注視しつつ、横浜市新型インフルエンザ等対策本部 (市対策本部) 及び区新型インフルエンザ等対策本部 (区対策本部) を設置し、必要な対策を講ずる。

<対策本部体制・対策>

| | 構成員 | 事務局 | 対策 |
|-------|----------------------------------|-------------|---|
| 市対策本部 | 本部長：市長 本部員：全局 | 総務局及び健康福祉局 | ・医療機関に対する帰国者・接触者外来の設置要請 ・本市における帰国者・接触者相談センターの設置 など |
| 区対策本部 | 本部長：区長 本部員：区本部長の指名する職員及び地区隊長等 | 区本部長の指定する課等 | |

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(注1)に基づく体制

国が「**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**(注2)」を行ったときには、**市対策本部は法定設置**となり、次の措置を講ずることが可能となる。なお、具体的な対策の実施については、行動計画で定める。

- 外出自粛要請、興行場・催物等の制限等の要請・指示 (県知事権限/市は県との連携)
- 住民に対する予防接種の実施 (市が行う措置)
- 医療提供体制の確保 (県知事権限/市長への委任の規定あり)

注1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 25 年 4 月 13 日施行)

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症 (新型インフルエンザ等) に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、体制整備や緊急事態宣言に伴う措置等を定めている。

注2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

政府対策本部長 (内閣総理大臣) は、病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときに行う。

<国・県・市対策本部体制>

